

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7  
氏名 有限会社久米産業  
代表取締役 有本 英輔  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律<sup>第14条第1項</sup>  
~~第14条の2第1項~~の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日

令和 4年 2月 3日

許可の有効年月日

令和 8年11月 7日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物をを含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物をを含む。)、鉍さい (水銀含有ばいじん等を含む。)、ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む。)

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年11月 8日 (当初許可)

(裏面に続く)

( 裏 面 )

平成23年11月 8日 (変 更 許 可)

(廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、燃え殻、動植物性残さ、鉍さい、ばいじん、「廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等 (自動車等破砕物を含む。)」以上8種類の追加)

平成23年11月 8日 (更 新 許 可)

平成24年 9月20日 (代 表 者 変 更)

平成29年 5月 9日 (更 新 許 可)

令和 4年 2月 3日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無